



接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務者設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。等におけるサイバーセキュリティに関する関心と理解の増進、サイバーセキュリティの重要性に関する相談に応じ、必要な情報を提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。

**第十五条** 国は、中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が有する知的財産に関する情報が我が国の国際競争力の強化にとって重要であることに鑑み、これらの者が自発的に行うサイバーセキュリティに対する取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進）

**第十六条** 国は、行政機関、独立行政法人及び指定法人（特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官厅の認可を要する法人をいう。第三十三条第一項において同じ。）のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動への影響を勘案して、国が当該法人におけるサイバーセキュリティの確保のために講ずる施策の一層の充実を図る必要があるものとしてサイバーセキュリティ戦略本部が指定するもの）をいう。以下同じ。におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関、独立行政法人又は指定法人の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国のお公機関、独立行政法人及び特殊法人等の間ににおけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。（重要な社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進）

**第十七条** 第二十八条第一項に規定するサイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた國務大臣（次項において「本部長等」という。）は、サイバーセキュリティに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

（サイバーセキュリティ協議会）

**第十八条** 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする。（犯罪の取締り及びその被害の拡大の防止）

**第十九条** 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする。（我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応）

**第二十条** 国は、サイバーセキュリティの確保を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関する産業が雇用機会を創出することができる成長産業となるよう、新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図るために、サイバーセキュリティに関する協議を行なうため、サイバーセキュリティ協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

（産業の振興及び国際競争力の強化）

**第二十一条** 国は、サイバーセキュリティに関する協議会は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

（国際関係行政機関の長（本部長等を除く。）

二 地方公共団体又はその組織する団体

三 重要社会基盤事業者又はその組織する団体

四 サイバー関連事業者又はその組織する団体

五 大学その他の教育研究機関又はその組織する団体

六 その他本部長等が必要と認める者

（研究開発の推進等）

**第二十二条** 国は、我が国においてサイバーセキュリティに関する技術力を自立的に保持することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関する研究開発及び技術等の実証の推進並びに信頼性に関する基礎研究及び基礎的技術の研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、研究開発のための国際的な連携その他の必要な施策を講ずるものとする。（人材の確保等）

**第二十三条** 国は、国民が広くサイバーセキュリティに関する関心と理解を深めるよう、サイバーセキュリティに関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。（教育及び学習の振興、普及啓発等）

**第二十四条** 国は、サイバーセキュリティに関する分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、サイバーセキュリティに関する国際的な規範の策定への主体的な参画、国際間における信頼関係の構築及び情報の共有の推進、開発途上地域のサイバーセキュリティに関する対応能力の構築の積極的な支援その他の国際的な技術協力、犯罪の取締りその他の国際協力を推進するとともに、我が国のサイバーセキュリティに対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。（国際協力の推進等）

**第二十五条** サイバーセキュリティ戦略本部を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）を置く。（設置）

**第四章 サイバーセキュリティ戦略本部**

**第二十六条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評

命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（所掌事務等）

**第二十七条** 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

**第二十八条** 協議会の庶務は、内閣官房において処理し、

価（監査を含む。）その他他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。

三　国の行政機関、独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）に関すること。

四　サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、府省横断的な計画、関係行政機関の経費の見積りの方針及び施策の実施に関する指針の作成並びに施策の評価その他当該施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

本部長は、第三項の規定により勧告した事項に關し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

**第二十九条** 本部に、サイバーセキュリティ戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、國務大臣をもつて充てる。

（サイバーセキュリティ戦略副本部長）

**第三十条** 本部に、サイバーセキュリティ戦略副本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

本部員は、次に掲げる者（第一号から第五号までに掲げる者にあっては、副本部長に充てられたもの除く。）をもつて充てる。

一　國家公安委員会委員長

二　総務大臣

三　外務大臣

四　経済産業大臣

五　防衛大臣

六　前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認められる者として内閣総理大臣が指定する者

七　サイバーセキュリティに関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すればならない。

（資料提供等）

**第三十二条** 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、サイバーセキュリティに関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

（前項に定めるもののか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なサイバーセキュリティに関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をを行わなければならない。）

（資料の提出その他の協力）

**第三十三条** 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は理事長、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）の機構長、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）の理

事長、特殊法人及び認可法人であつて本部が指定するもの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して、サイバーセキュリティに対する脅威による被害の拡大を防止し、及び当該被害から

の迅速な復旧を図るために国と連携して行う措置その他のサイバーセキュリティに関する対策に關する必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

（検討）

**第二条** 政府は、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二十一条第一項に規定する緊急事態に相当するサイバーセキュリティに関する事象その他の情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動から、国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそ

れが生ずるもの等を防御する能力の一層の強化を図るための施策について、幅広い観点から検討するものとする。

**附 則**（平成二十七年九月一一日法律第六  
六号）

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年九月三〇日法律第七  
六号）

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**（平成二八年四月二二日法律第三  
一号）

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

**第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則**（平成三十一年二月一二日法律第  
九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**（令和元年五月二十四日法律第一  
号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条第十一項並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。